

施設利用のご案内

開館時間 午前9時から午後9時（貸館状況によっては、午後5時）

休館日 日曜日・月曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

利用の申し込み方法

- (1) サークルなど継続で利用される場合は、団体登録が必要です。
- (2) しようとする月の前2月の初日から申請ができます。申請時に使用料を納付してください。
- (3) 電話での予約はできません。

使用上の注意事項

- (1) 使用時間は、準備・片づけを含んだ時間です。
- (2) 使用後は、原状復帰をしてください。
- (3) ごみは、各自で持ち帰りください。

中止による還付について

- (1) 天災地変その他使用者の責に帰することができない理由により、許可を得た施設が使用できなくなったとき。 全額
- (2) 使用者が使用日前7日までに使用取り消しを申し出た場合で、町長が相当の理由があると認めたとき。 10分の5

減免申請について

ア 使用料の全額免除する場合

(ア) 町（行政委員会及び庁が設置する附属機関等を含む。）が主催し、共催するとき。

(イ) 町内の各種団体が行政活動の協働目的で使用するとき。

(ウ) 会館の管理運営団体が公共目的で使用するとき。

(エ) 町内の特定教育・保育施設等（子ども・子育て支援法58条に規定する特定教育・保育施設をいう。）、小・中学校、高等学校及び特別支援学校が保育目的又は教育目的で使用するとき。

イ 使用料の5割を減額する場合

(ア) 町内の公共的団体が団体本来の活動目的で使用するとき。

(イ) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している障害者(児)並びに身体障害者手帳1種の障害者(児)の介護者(以下「介護者」)が使用するとき。

(ウ) 町内に居住する65歳以上及び中学生以下の者が使用するとき。

(エ) イ及びウに定めるものが過半数を占める団体が使用するとき（あらかじめ施設の使用について登録されたものに限る。）。